

議案第38号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例
山陽小野田市水道事業給水条例（平成17年山陽小野田市条例第195号）
の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「108円」を「110円」に改め、同項第2号中
「118.8円」を「121円」に改める。

第35条第1項の表を次のように改める。

メーター口径	加入金
13ミリメートル	36,300円
20ミリメートル	48,400円
25ミリメートル	79,200円
40ミリメートル	242,000円
50ミリメートル	423,500円
75ミリメートル	1,089,000円
100ミリメートル	1,936,000円
150ミリメートル	5,203,000円
200ミリメートル	9,680,000円

別表を次のように改める。

別表（第29条関係）

水道料金表

給水用途	メーター口径	基本料金 (1か月につき)	従量料金 (1か月につき)
一般用	13ミリメートル	7立方メートルまで 1,188円	7立方メートル(基本水量)を超えるもの
	20ミリメートル	7立方メートルまで 1,826円	1立方メートルにつき 132円
	25ミリメートル	7立方メートルまで 2,420円	7立方メートル(基本水量)を超え
			20立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 176円
	40ミリメートル	10,340円	20立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 225.5円
			100立方メートル以下のもの
	50ミリメートル	17,600円	1立方メートルにつき 198円
	75ミリメートル	40,700円	100立方メートルを超え
100ミリメートル	92,455円	300立方メートルま	

	150ミリメートル	245,300円	でのもの 1立方メートルにつき
	200ミリメートル	489,500円	214.5円 300立方メートルを 超えるもの 1立方メートルにつき
			231円
洗湯用	—	—	1立方メートルにつき 77円
臨時用	—	—	1立方メートルにつき 495円
船舶用	—	—	1立方メートルにつき 418円

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

2 改正後の山陽小野田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間にメーターの点検を行い算出された水量を基に算定された料金及び施行日以後初めてのメーターの点検であり、かつ、平成31年10月31日後に算出された水量に基づいて算定された料金（以下「特定水道料金」という。）で、施行日直前の隔月定例日から施行日以後における最初の隔月定例日までの期間の日数が2か月以内の料金については、なお従前の例による。

3 特定水道料金のうち、施行日直前の隔月定例日から施行日以後における最初の隔月定例日までの期間の日数が2か月を超えるものについては、施行日以後初めて新条例第30条第1項の規定により確定された水量を基に、新条例の規定により算出した料金の額を1.1で除して得た額（以下「税抜価格」という。）に3分の2を乗じ、その額に1.08を乗じて得た額と、税抜価格に3分の1を乗じ、その額に1.1を乗じて得た額との合計額とする。

（加入金に関する経過措置）

4 新条例第35条第2項ただし書の規定により、施行日前に給水装置の新設又は改造工事の申込みをし、施行日後に加入金を納入するものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(水道料金)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 次に掲げる水道料金は、それぞれの定めにより算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 消防演習のために消火栓（私設消火栓を除く。）を使用した場合の水道料金は、1 回 5 分ごとに <u>1 1 0 円</u> とする。</p> <p>(2) 一定の使用水量を超えて使用する水道の利用者は、管理者が特別に認めた場合に限り、別に定める規定により受水することができるものとする。この場合の水道料金は、1 か月の契約水量のうち、1 万 5, 0 0 0 立方メートル以下の水量については別表に定める水道料金を適用し、1 万 5, 0 0 0 立方メートルを超える水量については 1 立方メートルにつき <u>1 2 1 円</u> とする。</p>	<p>(水道料金)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 次に掲げる水道料金は、それぞれの定めにより算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 消防演習のために消火栓（私設消火栓を除く。）を使用した場合の水道料金は、1 回 5 分ごとに <u>1 0 8 円</u> とする。</p> <p>(2) 一定の使用水量を超えて使用する水道の利用者は、管理者が特別に認めた場合に限り、別に定める規定により受水することができるものとする。この場合の水道料金は、1 か月の契約水量のうち、1 万 5, 0 0 0 立方メートル以下の水量については別表に定める水道料金を適用し、1 万 5, 0 0 0 立方メートルを超える水量については 1 立方メートルにつき <u>1 1 8 . 8 円</u> とする。</p>

(加入金)

第35条 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径しようとする者は、次の表に定める額を加入金として納入しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径しようとする者が納入すべき加入金の額は、新口径に係る加入金の額と、旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額とする。

メーター口径	加入金
13ミリメートル	36,300円
20ミリメートル	48,400円
25ミリメートル	79,200円
40ミリメートル	242,000円
50ミリメートル	423,500円
75ミリメートル	1,089,000円
100ミリメートル	1,936,000円
150ミリメートル	5,203,000円
200ミリメートル	9,680,000円

2・3 (略)

(加入金)

第35条 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径しようとする者は、次の表に定める額を加入金として納入しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径しようとする者が納入すべき加入金の額は、新口径に係る加入金の額と、旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額とする。

メーター口径	加入金
13ミリメートル	35,640円
20ミリメートル	47,520円
25ミリメートル	77,760円
40ミリメートル	237,600円
50ミリメートル	415,800円
75ミリメートル	1,069,200円
100ミリメートル	1,900,800円
150ミリメートル	5,108,400円
200ミリメートル	9,504,000円

2・3 (略)

別表（第29条関係）

水道料金表

給水用途	メーター口径	基本料金 (1か月につき)	従量料金 (1か月につき)
一般用	13ミリメートル	7立方メートルまで 1,188円	7立方メートル (基本水量)を超えるもの
	20ミリメートル	7立方メートルまで 1,826円	1立方メートルにつき 132円
	25ミリメートル	7立方メートルまで 2,420円	7立方メートル (基本水量)を超える 20立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 176円 20立方メートル

別表（第29条関係）

水道料金表

給水用途	メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1箇月につき)
一般用	13ミリメートル	7立方メートルまで 1,166.4円	7立方メートル (基本水量)を超えるもの
	20ミリメートル	7立方メートルまで 1,792.8円	1立方メートルにつき 129.6円
	25ミリメートル	7立方メートルまで 2,376円	7立方メートル (基本水量)を超える 20立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 172.8円 20立方メートル

			<u>ルを超えるもの</u> <u>1立方メートルにつき</u> <u>225.5円</u>				<u>ルを超えるもの</u> <u>1立方メートルにつき</u> <u>221.4円</u>
	<u>40ミリメートル</u>	<u>10,340円</u>	<u>100立方メートル以下のもの</u>		<u>40ミリメートル</u>	<u>10,152円</u>	<u>100立方メートル以下のもの</u>
	<u>50ミリメートル</u>	<u>17,600円</u>	<u>1立方メートルにつき</u>		<u>50ミリメートル</u>	<u>17,280円</u>	<u>1立方メートルにつき</u>
	<u>75ミリメートル</u>	<u>40,700円</u>	<u>198円</u>		<u>75ミリメートル</u>	<u>39,960円</u>	<u>194.4円</u>
	<u>100ミリメートル</u>	<u>92,455円</u>	<u>100立方メートルを超え</u>		<u>100ミリメートル</u>	<u>90,774円</u>	<u>100立方メートルを超え</u>
	<u>150ミリメートル</u>	<u>245,300円</u>	<u>300立方メートルまでのもの</u>		<u>150ミリメートル</u>	<u>240,840円</u>	<u>300立方メートルまでのもの</u>
	<u>200ミリメートル</u>	<u>489,500円</u>	<u>1立方メートルにつき</u>		<u>200ミリメートル</u>	<u>480,600円</u>	<u>1立方メートルにつき</u>
			<u>214.5円</u>				<u>210.6円</u>
			<u>300立方メートルを超えるもの</u>				<u>300立方メートルを超えるもの</u>

			<u>1立方メートルにつき</u> 231円
洗湯用	—	—	<u>1立方メートルにつき</u> 77円
臨時用	—	—	<u>1立方メートルにつき</u> 495円
船舶用	—	—	<u>1立方メートルにつき</u> 418円

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

			<u>1立方メートルにつき</u> 226.8円
洗湯用	—	—	<u>1立方メートルにつき</u> 75.6円
臨時用	—	—	<u>1立方メートルにつき</u> 486円
船舶用	—	—	<u>1立方メートルにつき</u> 410.4円

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。